議案第４８号

瑞穂町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成２８年９月１日

提出者　　瑞穂町長　　石　塚　幸右衛門

（提案理由）

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（瑞穂町税賦課徴収条例の一部改正）

第１条　瑞穂町税賦課徴収条例（昭和２５年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１８条の３中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第１９条中「第６９条」を「第６７条、第８１条の６第１項」に、「及び第２号」を「、第２号及び第５号」に、「当該各号」を「第１号から第４号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第５号及び第６号に定める日までの期間」を加え、同条第２号中「第４８条第１項の申告書（法第３２１条の８第１項、第２項、第４項又は第１９項の規定による申告書に限る。）、」を削り、「第９８条第１項」を「第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項」に改め、同条第３号中「第４８条第１項の申告書（法

第３２１条の８第２２項及び第２３項の申告書を除く。）、」を削り、「第９８条第１項」を「第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項」に改め、同条に次の２号を加える。

（５）第４８条第１項の申告書（法第３２１条の８第１項、第２項、第４項又は第１９項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）　当該税額に係る納期限の翌日から１月を経過する日

（６）第４８条第１項の申告書（法第３２１条の８第２２項及び第２３項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日又はその日の翌日から１月を経過する日

第２３条第３項中「地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第３４条の４中「１００分の１２．１」を「１００分の８．４」に改める。

第４３条第１項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第２項中「次項」の次に「及び第４項」を加え、同条第３項中「から第１項」を「から同項」に改め、同条に次の１項を加える。

４　第２項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第１項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第４８条の９の９第４項各号に掲げる町民税

にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（１）第４０条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

（２）当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して１年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第４８条第３項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第４項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「を提出された」を「を提出した」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第６項を同条第７項とし、同条第５項を同条第６項とし、同条第４項の次に次の１項を加える。

５　第３項の場合において、法第３２１条の８第２２項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第１項、第２項、第４項又は第１９項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第３２１条の１１第１項又は第３項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第４８条の１６の２第３項に規定する町民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（１）当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があっ

た日（その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

（２）当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して１年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第３２１条の８第２３項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第５０条第２項中「についても」を「がある場合には」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは、」を「場合には」に改め、同条第３項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第２号において同じ。」を加え、同条に次の１項を加える。

４　第２項の場合において、法第３２１条の８第２２項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第１項、第２項、第４項又は第１９項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第４８条の１５の５第３項に規定する町民税にあっては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（１）当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

（２）当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して１年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第５６条中「又は第１２号の固定資産」を「若しくは第１２号の固定資産又は同項第１６号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に、「又は公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館」を「、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館」に改める。

第５９条中「又は第１２号」を「、第１２号又は第１６号」に改める。

第８０条第１項及び第２項を次のように改める。

軽自動車税は、３輪以上の軽自動車に対し当該３輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

２　前項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者には、法第４４３条第２項に規定する者を含まないものとする。

第８０条第３項中「第４４３条第１項」を「第４４５条第１項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第１項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第８０条の２を削る。

第８１条を次のように改める。

（軽自動車税のみなす課税）

第８１条　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第１項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「３輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

２　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を３輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

３　法第４４４条第３項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した３輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第２条第５項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した３輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第１項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を３輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

４　法の施行地外で３輪以上の軽自動車を取得した者が、当該３輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該３輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を３輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第８１条の次に次の７条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第８１条の２　日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

（１）救急用のもの

（２）町長が特に認めるもの

（環境性能割の課税標準）

第８１条の３　環境性能割の課税標準は、３輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第１５条の１０に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第８１条の４　次の各号に掲げる３輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

（１）法第４５１条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　１００分の１

（２）法第４５１条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　１００分の２

（３）法第４５１条第３項の規定の適用を受けるもの　１００分の３

（環境性能割の徴収の方法）

第８１条の５　環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第８１条の６　環境性能割の納税義務者は、法第４５４条第１項各号に掲げる３輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第３３号の４様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

２　３輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第４５４条第１項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第３３号の４様式による報告書を町長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第８１条の７　環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者を１０万円以下の過料に処する。

２　前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

３　第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から１０日以内とする。

（環境性能割の減免）

第８１条の８　町長は、規則で定める理由に該当する３輪以上の軽自動車又は第９０条第１項各号に掲げる軽自動車等（３輪以上のものに限る。）に対しては、環境性能割を減免する。

２　前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第８２条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第２号ア及びイを次のように改める。

ア　軽自動車

（ア）２輪のもの（側車付のものを含む。）　年額　３，６００円

（イ）３輪のもの　年額　３，９００円

（ウ）４輪以上のもの

（ｉ）乗用のもの

営業用　年額　６，９００円

自家用　年額　１０，８００円

（ⅱ）貨物用のもの

営業用　年額　３，８００円

自家用　年額　５，０００円

イ　小型特殊自動車

（ア）農耕作業用のもの　年額　２，４００円

（イ）その他のもの　年額　５，９００円

第８３条（見出しを含む。）及び第８５条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第８７条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第３３号の４様式」を「第３３号の４の２様式」に改め、同条第２項中「第３３号の４様式」を「第３３号の４の２様式」に、「並びに原動機付自転車」を「、原動機付自転車」に、「ついては」を「あっては」に改め、同条第３項中「第３３号の４様式」を「第３３号の４の２様式」に、「並びに原動機付自転車」を「、原動機付自転車」に

改め、同条第４項中「第８０条第２項」を「第８１条第１項」に改める。

第８８条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「第８０条第２項」を「第８１条第１項」に、「事由」を「理由」に、「その者に対し、」を「その者を」に、「を科する」を「処する」に改める。

第８９条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第２項及び第３項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第９０条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち規則で定める理由に該当するもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第１号中「のうち、町長が必要と認めるもの」を削り、同条第２項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「身体障害者福祉法」の次に「（昭和２４年法律第２８３号）」を加え、「本項」を「この項」に改め、同条第３項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第８９条第２項各号」を「前条第２項各号」に改め、同条第４項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第９１条第２項中「第４４３条」を「第４４５条」に、「第８０条の２又は第８０条第３項ただし書」を「第８０条第３項ただし書又は第８１条の２」に、「軽自動車税を課する」を「種別割を課する」に、「軽自動車税を課さるべき」を「種別割を課されるべき」に、「軽自動車税を課されない」を「種別割を課されない」に、「又同様とする」を「、また同様とする」に改め、同条第７項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第６条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第６条　平成３０年度から平成３４年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第３４条の２の規定による控除については、その者の

選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附則第１０条の２第４項中「附則第１５条第２項第６号」を「附則第１５条第２項第７号」に改め、同条第７項を同条第１３項とし、同条第６項を同条第１１項とし、同項の次に次の１項を加える。

１２　法附則第１５条第４２項に規定する条例で定める割合は５分の４とする。

附則第１０条の２第５項の次に次の５項を加える。

６　法附則第１５条第３３項第１号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は３分の２とする。

７　法附則第１５条第３３項第１号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は３分の２とする。

８　法附則第１５条第３３項第２号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は２分の１とする。

９　法附則第１５条第３３項第２号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は２分の１とする。

１０　法附則第１５条第３３項第２号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は２分の１とする。

附則第１０条の３第８項第５号中「費用」の次に「及び令附則第１２条第３６項に規定する補助金等」を加える。

附則第１５条の次に次の５条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第１５条の２　軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第１章第２節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第１５条の３　町長は、当分の間、第８１条の８の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める３輪以上の軽自動車に対して

は、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第１５条の４　第８１条の６の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「東京都知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第１５条の５　町は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第２９条の１６第１項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第１５条の６　営業用の３輪以上の軽自動車に対する第８１条の４の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１号	１００分の１	１００分の０．５
第２号	１００分の２	１００分の１
第３号	１００分の３	１００分の２

２　自家用の３輪以上の軽自動車に対する第８１条の４（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「１００分の３」とあるのは、「１００分の２」とする。

附則第１６条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第１項中「初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」を「最初の法第４４４条第３項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第２号ア（イ）	３，９００円	４，６００円
第２号ア（ウ）（ⅰ）	６，９００円	８，２００円
	１０，８００円	１２，９００円
第２号ア（ウ）（ⅱ）	３，８００円	４，５００円
	５，０００円	６，０００円

附則第１６条第２項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４

月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度」を「には、平成２９年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第２号ア（イ）	３，９００円	１，０００円
第２号ア（ウ）（ｉ）	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
第２号ア（ウ）（ⅱ）	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

附則第１６条第３項中「規定する３輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のもの」に、「軽自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「ガソリン軽自動車が平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度」を「には、平成２９年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第２号ア（イ）	３，９００円	２，０００円
第２号ア（ウ）（ｉ）	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
第２号ア（ウ）（ⅱ）	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

附則第１６条第４項中「規定する３輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち３輪以上のもの」に、「軽自動車が平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「軽自動車が平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度」を「には、平成２９年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第２号ア（イ）	３，９００円	３，０００円

第２号ア（ウ）（ｉ）	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
第２号ア（ウ）（ⅱ）	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

（瑞穂町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　瑞穂町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成２６年条例第７号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第８２条及び新条例」を「瑞穂町税賦課徴収条例第８２条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第８２条第２号ア（イ）	３，９００円	３，１００円
第８２条第２号ア（ウ）（ｉ）	６，９００円	５，５００円
	１０，８００円	７，２００円
第８２条第２号ア（ウ）（ⅱ）	３，８００円	３，０００円
	５，０００円	４，０００円
附則第１６条第１項	第８２条	瑞穂町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成２６年条例第７号。以下この条において「平成２６年改正条例」という。）附則第６条の規定により読み替えて適用される第８２条
附則第１６条第１項の表第２号ア（イ）の項	第２号ア（イ）	平成２６年改正条例附則第６条の規定により読

		み替えて適用される第８２条第２号ア（イ）
	３，９００円	３，１００円
附則第１６条第１項の表第２号ア（ウ）（ｉ）の項	第２号ア（ウ）（ｉ）	平成２６年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第８２条第２号ア(ウ)(ｉ)
	６，９００円	５，５００円
	１０，８００円	７，２００円
附則第１６条第１項の表第２号ア（ウ）（ⅱ）の項	第２号ア（ウ）（ⅱ）	平成２６年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第８２条第２号ア(ウ)(ⅱ)
	３，８００円	３，０００円
	５，０００円	４，０００円

（瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成２７年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

附則第５条第３項の表第９８条第１項の項中「第１条の規定」を削り、同条第７項中「、新条例」を「、瑞穂町税賦課徴収条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第１９条第３号の項中「第４８条第１項の申告書（法第３２１条の８第２２項及び第２３項の申告書を除く。）、」を削り、「第９８条第１項」を「第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項」に改め、同表第１００条の２の項中「第１００条の２」を「第１００条の２第１項」に改め、同条第１０項の表第７項の表以外の部分の項中「第４項」を「第４項の」に、「第９項」を「第９項

の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第５項及び」を「同項、第５項及び前項」に改め、同表第７項の表第１００条の２の項の項中「第１００条の２」を「第１００条の２第１項」に改め、同条第１２項の表第７項の表以外の部分の項中「第４項」を「第４項の」に、「第１１項」を「第１１項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第５項及び」を「同項、第５項及び前項」に改め、同表第７項の表第１００条の２の項の項中「第１００条の２」を「第１００条の２第１項」に改め、同条第１４項の表第７項の表以外の部分の項中「第４項」を「第４項の」に、「第１３項」を「第１３項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第５項及び」を「同項、第５項及び前項」に改め、同表第７項の表第１００条の２の項の項中「第１００条の２」を「第１００条の２第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）第１条中瑞穂町税賦課徴収条例第１９条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第４３条、第４８条及び第５０条の改正規定並びに第３条中瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成２７年条例第２６号）附則第５条第７項の改正規定（「、新条例」を「、瑞穂町税賦課徴収条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第１９条第３号の項中「第４８条第１項の申告書（法第３２１条の８第２２項及び第２３項の申告書を除く。）、」を削る部分に限る。）並びに次条第１項及び第４項の規定　平成２９年１月１日

（２）第１条中瑞穂町税賦課徴収条例第１８条の３の改正規定、同条例第１９条の改正規定（「第６９条」を「第６７条、第８１条の６第１項」に改める部分、同条第２号中「第９８条第１項」を「第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項」に改める部分及び同条第３号中「第９８条第１項」を「第８１条の６第

１項の申告書、第９８条第１項」に改める部分に限る。）、同条例第３４条の４及び第８０条の改正規定、同条例第８０条の２を削る改正規定、同条例第８１条の改正規定、同条の次に７条を加える改正規定、同条例第８２条、第８３条、第８５条及び第８７条から第９１条までの改正規定並びに同条例附則第１５条の次に５条を加える改正規定及び同条例附則第１６条の改正規定並びに第２条の規定並びに第３条中瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則第５条第７項の表第１９条第３号の項の改正規定（「第９８条第１項」を「第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項」に改める部分に限る。）並びに次条第３項及び附則第４条の規定　平成２９年４月１日

（３）第１条中瑞穂町税賦課徴収条例附則第６条の改正規定及び次条第２項の規定　平成３０年１月１日

（町民税に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の瑞穂町税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第４３条第４項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第４３条第２項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用する。

２　新条例附則第６条の規定は、平成３０年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

３　新条例第３４条の４の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

４　新条例第４８条第５項及び第５０条第４項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第４８条第３項又は第５０条第２項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成２８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成２７年度分までの固定資産税については、なお従

前の例による。

２　新条例附則第１０条の２第６項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成２８年法律第１３号）第１条の規定による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「新法」という。）附則第１５条第３３項第１号イに規定する設備に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

３　新条例附則第１０条の２第７項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得される新法附則第１５条第３３項第１号ロに規定する設備に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

４　新条例附則第１０条の２第８項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得される新法附則第１５条第３３項第２号イに規定する設備に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

５　新条例附則第１０条の２第９項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得される新法附則第１５条第３３項第２号ロに規定する設備に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

６　新条例附則第１０条の２第１０項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得される新法附則第１５条第３３項第２号ハに規定する設備に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

７　新条例附則第１０条の２第１２項の規定は、平成２８年４月１日以後に新たに取得される新法附則第１５条第４２項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

８　新条例附則第１０条の３第８項第５号の規定は、平成２８年４月１日以後に改修される新法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第１０項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、

附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日以後に取得された３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

２　新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成２９年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成２８年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第1条による改正

瑞穂町税賦課徴収条例　新旧対照表

新	旧
目次　略	目次　略
第1章　略	第1章　略
第1節　略	第1節　略
第2節　略	第2節　略
第7条から第18条の2　略	第7条から第18条の2　略
（納税証明事項）	（納税証明事項）
第18条の3　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	第18条の3　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。
第18条の4　略	第18条の4　略
（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）	（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）
第19条　納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条又は第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあった	第19条　納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第69条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条又は第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長

ときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。	された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。
(1)　略	(1)　略
(2)　第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）　当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	(2)第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）　当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
(3)　第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日までの期間又はその翌日から1月を経過する日までの期間	(3)第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日までの期間又はその翌日から1月を経過する日までの期間
(4)　略	(4)　略
(5)第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）　当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日	
(6)第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日	

第20条から第22条　略	第20条から第22条　略
第2章　略	第2章　略
第1節　略	第1節　略
（町民税の納税義務者等）	（町民税の納税義務者等）
第23条　略	第23条　略
2　略	2　略
3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。	3　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。
第24条から第34条の3　略	第24条から第34条の3　略
（法人税割の税率）	（法人税割の税率）
第34条の4　法人税割の税率は、100分の8.4とする。	第34条の4　法人税割の税率は、100分の12.1とする。
第34条の4の2から第42条　略	第34条の4の2から第42条　略
（普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収）	（普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収）
第43条　普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税について、所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、すでに第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の町民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追	第43条　普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税について、所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、すでに第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の町民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下次項において「不足税額」と総称す

徴する。	る。)を追徴する。
2　前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。	2　前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項　　において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。
3　所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。	3　所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。
4　第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加	

させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間 (2)当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間	
第44条から第47条の6　略 (法人の町民税の申告納付) 第48条　略 2　略 3　法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期	第44条から第47条の6　略 (法人の町民税の申告納付) 第48条　略 2　略 3　法第321条の8第22項の申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延

限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4　前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5　第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含

長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4　前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出された場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間 (2)当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間 6　略 7　略 第49条　略 (法人の町民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条　略	5　略 6　略 第49条　略 (法人の町民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条　略

2　前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合にはその延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	2　前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
3　前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期	3　前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる

間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 4　第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の15の5第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間 (2)当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をし	期間から控除する。	

た日までの期間 第51条から第53条の12　略 第2節　略 第54条及び第55条　略 第56条　法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1	第51条から第53条の12　略 第2節　略 第54条及び第55条　略 第56条　法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」とい

項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。	う。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。
(1)から(6)　略	(1)から(6)　略
第57条から第58条の2　略	第57条から第58条の2　略
(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産税の所有者がすべき申告)	(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産税の所有者がすべき申告)
第59条　法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。	第59条　法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。
第60条から第79条　略	第60条から第79条　略
第3節　略	第3節　略
(軽自動車税の納税義務者等)	(軽自動車税の納税義務者等)
第80条　軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によって、課する。	第80条　軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。
2　前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。	2　軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。
3　軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない	3　軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することがで

者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。	きない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。
	(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲) 第80条の2　日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。 1　救急用のもの
(軽自動車税のみなす課税) 第81条　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。 2　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。 3　法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の	(軽自動車税の課税免除) 第81条　軽自動車税は、商品であって使用しない軽自動車等に対しては、これを課さない。

軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4　法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2　日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1)救急用のもの

(2)町長が特に認めるもの

（環境性能割の課税標準）

第81条の3　環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4　次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1)法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の1

(2)法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の2

(3)法第451条第3項の規定の適用を受けるもの　100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5　環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6　環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。 2　3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。 (環境性能割に係る不申告等に関する過料) 第81条の7　環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者を10万円以下の過料に処する。 2　前項の過料の額は、情状により、町長が定める。 3　第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。 (環境性能割の減免) 第81条の8　町長は、規則で定める理由に該当する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)に対しては、環境性能割を減免する。 2　前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。	
(種別割の税率) 第82条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　略	(軽自動車税の税率) 第82条　軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　略

(2)　略	(2)　略
ア　軽自動車	ア　軽自動車
(ア)2輪のもの(側車付のものを含む。)　年額　3,600円	2輪のもの(側車付のものを含む。)　年額　3,600円
(イ)3輪のもの　年額　3,900円	3輪のもの　年額　3,900円
(ウ)4輪以上のもの	4輪以上のもの
(ⅰ)乗用のもの	乗用のもの
営業用　年額　6,900円	営業用　年額　6,900円
自家用　年額　10,800円	自家用　年額　10,800円
(ⅱ)貨物用のもの	貨物用のもの
営業用　年額　3,800円	営業用　年額　3,800円
自家用　年額　5,000円	自家用　年額　5,000円
イ　小型特殊自動車	イ　小型特殊自動車
(ア)農耕作業用のもの　年額　2,400円	農耕作業用のもの　年額　2,400円
(イ)その他のもの　年額　5,900円	その他のもの　年額　5,900円
(3)　略	(3)　略
(種別割の賦課期日及び納期)	(軽自動車税の賦課期日及び納期)
第83条　種別割の賦課期日は、4月1日とする。	第83条　軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。
2　種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。	2　軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。
第84条　略	第84条　略
(種別割の徴収の方法)	(軽自動車税の徴収の方法)
第85条　種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。	第85条　軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。
第86条　略	第86条　略
(種別割に関する申告又は報告)	(軽自動車税に関する申告又は報告)
第87条　種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者	第87条　軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者に

にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。	あっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。
2　前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。	2　前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。
3　軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。	3　軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。
4　第81条第1項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から15日以内に、町長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。	4　第80条第2項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあった日から15日以内に、町長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。
(1)から(6)　略	(1)から(6)　略
(種別割に係る不申告等に関する過料)	(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)
第88条　軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について、正当な理由がなくて申告又は報	第88条　軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなくて申告又は報

告をしなかった場合においては、その者を10万円以下の過料に処する。	告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
2及び3　略	2及び3　略
（種別割の減免）	（軽自動車税の減免）
第89条　町長は、規則で定める理由に該当する軽自動車等に対しては、種別割を減免する＿＿＿。	第89条　町長は、規則で定める理由に該当する軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。
2　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。	2　前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。
(1)から(8)　略	(1)から(8)　略
3　第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。	3　第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。
（身体障害者等に対する種別割の減免）	（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）
第90条　町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち規則で定める理由に該当するものに対しては、種別割を減免する＿＿＿。	第90条　町長は、次の各号に掲げる軽自動車等＿＿＿に対しては、軽自動車税を減免することができる。
(1)身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転す	(1)身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転す

るもの(1台に限る。)	るものうち、町長が必要と認めるもの(1台に限る。)
(2)　略	(2)　略
2　前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。	2　前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。
(1)から(6)　略	(1)から(6)　略
3　第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲	3　第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第89条第2項各号に

げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4　前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条　略

2　法第445条若しくは第80条第3項ただし書又は第81条の2の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第80条第3項ただし書又は第81条の2の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3から6　略

7　第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4　前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条　略

2　法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課さるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても又同様とする。

3から6　略

7　第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8及び9　略	8及び9　略
第4節から第6節　略	第4節から第6節　略
附　則	附　則
第1条から第5条　略	第1条から第5条　略
(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)	
第6条　平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。	第6条　削除
第7条から第10条　略	第7条から第10条　略
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2　略	第10条の2　略
2及び3　略	2及び3　略
4　法附則第15条第2項第7号の条例で定める割合は4分の3とする。	4　法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合は4分の3とする。
5　略	5　略
6　法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	
7　法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	
8　法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	
9　法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割	

合は2分の1とする。 10　法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 11　略 12　法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は5分の4とする。 13　略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3　略 2から7　略 8　略 (1)から(4)　略 (5)熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等 (6)　略 9　略 第11条から第15条　略 （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第15条の2　軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。 （軽自動車税の環境性能割の減免の特例） 第15条の3　町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。 （軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例） 第15条の4　第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあ	6　略 7　略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の3　略 2から7　略 8　略 (1)から(4)　略 (5)熱損失防止改修工事に要した費用 (6)　略 9　略 第11条から第15条　略

るのは、「東京都知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第15条の5　町は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6　営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2　自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第16条　法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ）（ｉ）	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア（ウ）	3,800円	4,500円

（軽自動車税＿＿＿の税率の特例）

第16条　法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税＿＿＿に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる＿＿＿規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円

(ⅱ)	5,000円	6,000円

2　法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)(ⅰ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)(ⅱ)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3　法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)(ⅰ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)(ⅱ)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4　法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、

	5,000円	6,000円

2　法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税＿＿＿に限り、次の表の左欄に掲げる＿＿＿規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3　法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税＿＿＿に限り、次の表の左欄に掲げる＿＿＿規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4　法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成

当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)(ⅰ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)(ⅱ)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附　則

(施行期日)

第1条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)第1条中瑞穂町税賦課徴収条例第19条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成27年条例第26号)附則第5条第7項の改正規定(「、新条例」を「、瑞穂町税賦課徴収条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第4項の規定　平成29年1月1日

(2)第1条中瑞穂町税賦課徴収条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定(「第69条」を「第67条、第81条の6第1項」に改める部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条

27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税＿＿＿に限り、次の表の左欄に掲げる＿＿＿規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第1項」に改める部分に限る。)、同条例34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び附則第4条の規定　平成29年4月1日

(3)第1条中瑞穂町税賦課徴収条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定　平成30年1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条　第1条の規定による改正後の瑞穂町税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用する。

2　新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

3　新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

4　新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以

後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3　新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4　新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5　新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6　新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7　新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。 8　新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税について適用する。 （軽自動車税に関する経過措置） 第4条　新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2　新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	

第2条による改正

瑞穂町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="3">新</th><th colspan="3">旧</th></tr>
<tr><td colspan="3">附　則
第1条から第5条　略
第6条　平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る瑞穂町税賦課徴収条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</td><td colspan="3">附　則
第1条から第5条　略
第6条　平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税＿＿＿に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる＿＿＿規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</td></tr>
<tr><td>第82条第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>3,100円</td><td>新条例第82条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>3,100円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第82条第2号ア(ウ)(ⅰ)</td><td>6,900円</td><td>5,500円</td><td></td><td>6,900円</td><td>5,500円</td></tr>
<tr><td>10,800円</td><td>7,200円</td><td></td><td>10,800円</td><td>7,200円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第82条第2号ア(ウ)(ⅱ)</td><td>3,800円</td><td>3,000円</td><td></td><td>3,800円</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td>5,000円</td><td>4,000円</td><td></td><td>5,000円</td><td>4,000円</td></tr>
<tr><td>附則第16条第1項</td><td>第82条</td><td>瑞穂町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第7号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条</td><td>新条例附則第16条第1項の表以外の部分</td><td>第82条</td><td>瑞穂町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第7号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条</td></tr>
</table>

附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(ｉ)の項	第2号ア(ウ)(ｉ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(ｉ)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(ⅱ)の項	第2号ア(ウ)(ⅱ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(ⅱ)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附　則

(施行期日)

第1条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　略

(2)第1条中瑞穂町税賦課徴収条例第18条の3

新条例附則第16条第1項の表第82条第1項第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

の改正規定、同条例第19条の改正規定(「第69条」を「第67条、第81条の6第1項」に改める部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)、同条例34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び附則第4条の規定　平成29年4月1日 (3)　略 第2条から第4条　略	

第3条による改正

瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例　新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="3">新</th><th colspan="3">旧</th></tr>
<tr><td colspan="3">附　則
第1条から第4条　略
（町たばこ税に関する経過措置）
第5条　略
2　略
3　略
<table><tr><td>第98条第1項</td><td>施行規則第34号の2様式</td><td>地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）＿＿＿による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>4から6　略
7　第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、瑞穂町税賦課徴収条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ</td><td colspan="3">附　則
第1条から第4条　略
（町たばこ税に関する経過措置）
第5条　略
2　略
3　略
<table><tr><td>第98条第1項</td><td>施行規則第34号の2様式</td><td>地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>4から6　略
7　第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に</td></tr>
</table>

同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
略	略	略
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
略	略	略

8及び9　略

10　略

略	略	略
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	同項から前項まで	同項、第5項及び前項
略	略	略
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
略	略	略

11　略

12　略

掲げる字句とする。

略	略	略
第19条第3号	第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
略	略	略
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
略	略	略

8及び9　略

10　略

略	略	略
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
略	略	略
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
略	略	略

11　略

12　略

略	略	略
第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前項まで	第11項の 同項、第5項及び前項
略	略	略
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
略	略	略

13　略

14　略

略	略	略
第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前項まで	第13項の 同項、第5項及び前項
略	略	略
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
略	略	略

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)第1条中瑞穂町税賦課徴収条例第19条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第3条中瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年条例第26号）附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」を「、瑞穂町税賦課徴収条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分

略	略	略
第7項の表以外の部分	第4項 から	第11項 、第5項及び
略	略	略
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
略	略	略

13　略

14　略

略	略	略
第7項の表以外の部分	第4項 から	第13項 、第5項及び
略	略	略
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
略	略	略

及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、」を削る部分に限る。)並びに次条第1項及び第4項の規定　平成29年1月1日 (2)第1条中瑞穂町税賦課徴収条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定(「第69条」を「第67条、第81条の6第1項」に改める部分、同条第2号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分及び同条第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定及び同条例附則第16条の改正規定並びに第2条の規定並びに第3条中瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び附則第4条の規定　平成29年4月1日 (3)　略 第2条から第4条　略	